



サルルン沼と湿原(標茶町)

# REPORT 2025

[2025 半期ディスクロージャー] 令和7年4月1日～9月30日

# 2025年9月期の経営内容開示について

当金庫では、地域の皆さまに経営内容をより透明に、わかりやすくお知らせするため、半期毎に経営情報開示を行っています。その一環として、本冊子では2025年9月期の財務内容をダイジェスト的に開示するほか、2025年度上期のトピックスについて、その概要をお知らせします。

(注) 以下に記載している計数のうち、半期(2025年および2024年各9月期)情報については、監査法人による監査を受けておりません。記載のすべての計数は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 預金・貸出金の状況

### 預金科目別残高

流動性預金は2025年3月末対比93億87百万円・3.7%増加、定期性預金も21億95百万円・1.2%増加し、預金総体で115億82百万円・2.7%の増加と堅調に推移しました。

(単位:百万円)

項目	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末	2025年3月末対比増減額
流動性預金	247,249	247,238	256,625	9,387
定期性預金	179,177	176,644	178,840	2,195
合計	426,426	423,882	435,465	11,582

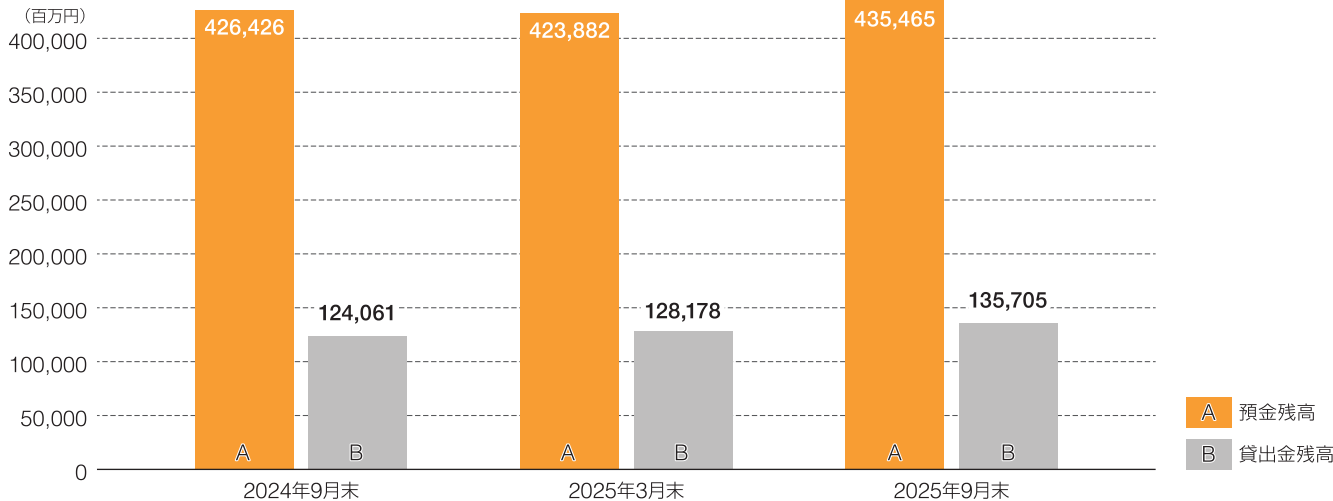
### 預金者別預金残高

個人預金、法人預金、公金預金が増加しました。特に公金預金は2025年3月末対比85億84百万円・13.3%の増加と大きく伸びました。

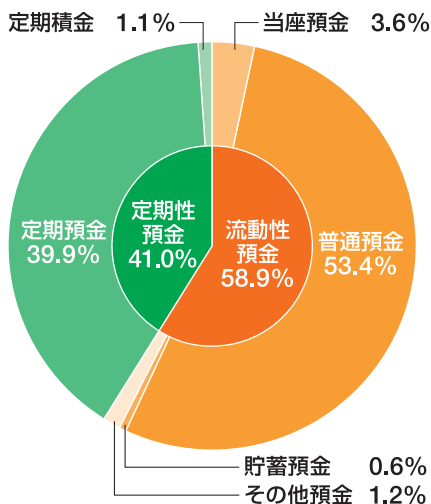
(単位:百万円)

項目	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末	2025年3月末対比増減額
個人預金	257,447	259,639	260,209	570
法人預金	98,256	99,150	101,731	2,580
公金預金	70,040	64,481	73,066	8,584
金融機関預金	682	611	458	△153
合計	426,426	423,882	435,465	11,582

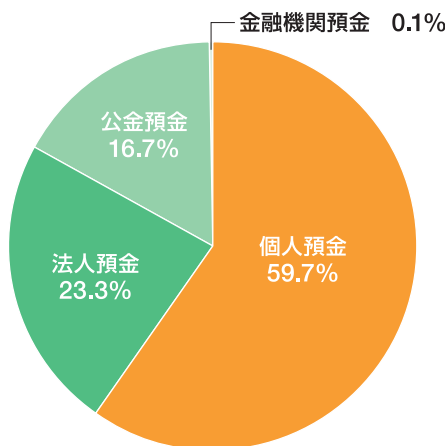
### 預金・貸出金残高の推移



### 預金科目別残高比率 (2025年9月末)



### 預金者別預金残高比率 (2025年9月末)



## 貸出金業種別残高内訳

(単位:百万円)

	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
製 造 業	12,897	12,120	13,162
農 業、林 業	1,921	1,764	1,763
漁 業	274	253	300
鉱業、採石業、砂利採取業	208	199	204
建 設 業	9,849	10,436	10,285
電気・ガス・熱供給・水道業	418	434	408
情 報 通 信 業	712	436	428
運 輸 業、郵 便 業	5,975	6,353	6,469
卸 売 業、小 売 業	20,718	20,548	23,020
金 融 業、保 険 業	1,229	1,208	1,164
不 動 産 業	18,026	19,192	20,463
物 品 賃 貸 業	830	738	789
学術研究、専門・技術サービス業	1,225	1,481	1,431
宿 泊 業	1,207	1,230	1,246
飲 食 業	1,342	1,245	1,157
生活関連サービス業、娯楽業	1,915	2,105	2,040
教 育、学 習 支 援 業	435	357	327
医 療、福 祉	7,014	7,220	7,681
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,898	3,713	4,301
小 計	90,101	91,039	96,648
地 方 公 共 団 体	10,388	13,315	15,122
個 人	23,572	23,823	23,934
<b>合 計</b>	<b>124,061</b>	<b>128,178</b>	<b>135,705</b>

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 不良債権の状況 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	未保全残高 (a-b)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2025年3月末	203	203	76	—	100.00	100.00
	2025年9月末	521	521	200	—	100.00	100.00
危 険 債 権	2025年3月末	12,512	11,447	7,129	1,065	91.48	80.21
	2025年9月末	11,897	11,043	6,661	853	92.82	83.70
要 管 理 債 権	2025年3月末	—	—	—	—	—	—
	2025年9月末	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	2025年3月末	—	—	—	—	—	—
	2025年9月末	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2025年3月末	—	—	—	—	—	—
	2025年9月末	—	—	—	—	—	—
小 計 ( A )	2025年3月末	12,715	11,650	7,205	1,065	91.62	80.66
	2025年9月末	12,419	11,565	6,862	4,703	93.12	84.64
正 常 債 権 ( B )	2025年3月末	116,411					
	2025年9月末	124,755					
総 与 信 残 高 ( A ) + ( B )	2025年3月末	129,127					
	2025年9月末	137,175					
不 良 債 権 比 率	2025年3月末	9.84					
	2025年9月末	9.05					
保 全 を 加 味 し た 実 質 不 良 債 権 比 率	2025年3月末	0.82					
	2025年9月末	0.62					

※2025年3月末から9月末までの間に倒産、不渡り等客観的な事実の発生や、内部格付の変更があった債務者について、当金庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、変更後の債務者区分の額を反映しております。

## 利益の状況

(単位:百万円)

項 目	2024年9月末	2025年9月末	増減額
経 常 利 益	651	472	△178
業 務 純 益	733	327	△406
コ ア 業 務 純 益	466	821	354
当 期 純 利 益	303	258	△44

2025年9月期は、市場金利の上昇を背景に、市場リスク削減を目的として国債等債券売却によるロスカットを計画的に実施したことで、業務純益が前年同期比減少したものの、金融機関の本業による収益力を示すコア業務純益は増加し、結果として安定した利益を計上することができました。

今後もお客さまに安心してお取引いただけるよう、健全経営に努めてまいります。

## 自己資本比率

当金庫の2025年9月末時点の自己資本比率は国内基準(4%)を上回る21.86%と高い水準にあります。今後とも地域の皆さまの信頼にお応えできるよう、自己資本の充実に努めてまいります。

### 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	2025年3月末	2025年9月末
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	28,751	29,021
うち、出資金および資本剰余金の額	785	793
うち、利益剰余金の額	27,999	28,227
うち、外部流出予定額(△)	30	—
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,622	1,684
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,622	1,684
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通して発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 30,374	30,705
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージサービシングライツに係るものを除く)の額の合計額	91	81
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージサービシングライツに係るもの以外の額	91	81
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシングライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシングライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 91	81
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 30,283	30,623
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	128,815	133,791
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
マーケットリスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナルリスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	6,287	6,287
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 135,102	140,079
<b>自己資本比率</b>		
単体自己資本比率((ハ)/(ニ))	22.41%	21.86%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。\*信用金庫連合会…現在の信金中央金庫  
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

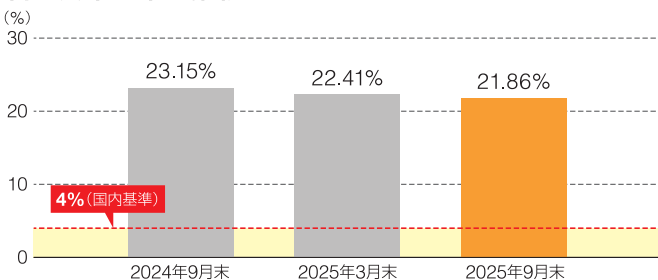
### 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	リスク・アセット等		所要自己資本額	
	2025年3月末	2025年9月末	2025年3月末	2025年9月末
<b>イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計</b>	<b>128,815</b>	<b>133,791</b>	<b>5,152</b>	<b>5,351</b>
1.標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	123,196	126,244	4,927	5,049
ソブリン向け	651	651	26	26
金融機関および第一種金融商品取引事業者向け	21,616	19,203	864	768
第一種金融商品取引事業者および保険会社向け	—	1,736	—	69
カード・債券向け	—	—	—	—
法人等向け	35,995	40,141	1,439	1,605
中堅中小企業等向けおよび個人向け	10,908	11,370	436	454
トランザクター向け	254	237	10	9
不動産関連向け	27,096	28,171	1,083	1,126
自己居住用不動産等向け	5,551	5,471	222	218
賃貸用不動産向け	3,460	3,800	138	152
事業用不動産関連向け	18,084	18,899	723	755
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け	2,539	2,237	101	89
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	165	155	6	6
取立未済手形	11	14	0	0
信用保証協会等による保証	778	862	31	34
株式等	14,502	14,617	580	584
上記以外	8,930	8,818	357	352
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部ILAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,174	2,174	86	86
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,469	1,438	58	57
上記以外のエクスポージャー	5,286	5,204	211	208
2.証券化エクスポージャー	—	—	—	—
3.リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,618	7,547	224	301
ルック・スルー方式	5,618	7,547	224	301
4.未決済取引	—	—	—	—
5.他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
6.CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
7.中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
<b>ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額</b>	<b>6,287</b>	<b>6,287</b>	<b>251</b>	<b>251</b>
<b>BI</b>	<b>4,191</b>	<b>4,191</b>		
<b>BIC</b>	<b>502</b>	<b>502</b>		
<b>ハ.単体リスク・アセットの合計額および単体総所要自己資本額(イ+ロ)</b>	<b>135,102</b>	<b>140,079</b>	<b>5,404</b>	<b>5,603</b>

- (注) 1. 所要自己資本の額はリスク・アセット×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。  
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会および漁業信用基金協会のことです。  
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
6. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。  
7. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

### 自己資本比率の推移



### 自己資本比率

# 21.86%

\*「自己資本比率」とは、リスクを持つ資産に対する自己資本の割合を表すもので、金融機関経営の「健全性を計るものさし」とされています。

## 有価証券の時価情報等

### 1. 売買目的有価証券

該当するものはございません

### 2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	2025年3月末			2025年9月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	46,256	38,889	△7,367	51,746	42,828	△8,918
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	150	149	△0	—	—	—
	そ の 他	200	191	△8	700	693	△6
	小 計	46,606	39,229	△7,377	52,446	43,521	△8,924
<b>合 計</b>	<b>46,606</b>	<b>39,229</b>	<b>△7,377</b>	<b>52,446</b>	<b>43,521</b>	<b>△8,924</b>	

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券等です。

### 3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	2025年3月末			2025年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	13,230	8,659	4,570	17,037	9,926	7,110
	債 券	500	500	0	986	982	3
	国 債	—	—	—	986	982	3
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	500	500	0	—	—	—
	そ の 他	5,046	3,855	1,191	8,186	6,449	1,737
小 計	18,777	13,014	5,762	26,210	17,358	8,852	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	2,128	2,354	△225	1,032	1,137	△104
	債 券	87,584	100,277	△12,693	84,243	97,942	△13,699
	国 債	51,157	55,381	△4,224	46,731	51,032	△4,301
	地 方 債	22,527	28,103	△5,575	23,418	29,618	△6,199
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	13,899	16,792	△2,892	14,093	17,292	△3,198
	そ の 他	7,340	8,452	△1,112	7,337	7,884	△546
小 計	97,053	111,084	△14,031	92,613	106,964	△14,350	
<b>合 計</b>	<b>115,830</b>	<b>124,099</b>	<b>△8,268</b>	<b>118,824</b>	<b>124,323</b>	<b>△5,498</b>	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

### 4. 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

	2025年3月末	2025年9月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	100	100
非 上 場 株 式	71	71
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	2,146	2,146
組 合 出 資 金	9	9
<b>合 計</b>	<b>2,327</b>	<b>2,327</b>

(注) 1. 子会社・子法人等株式、非上場株式および信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。  
2. 当事業年度において、非上場株式について減損処理は行っていません。  
3. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

## 金融仲介機能のベンチマークについて

当金庫は、お取引先事業者さまの真のニーズの発見や課題解決をともに行うとともに、企業価値の向上や地域経済の活性化につなげるための評価・自己点検を目的として「大地みらい信用金庫における金融仲介機能のベンチマーク」を制定しております。

当金庫は、事業者さまとの対話等を通じた企業価値評価(事業性評価)に基づいたご融資やアドバイスを実施するにとどまらず、原則として全ての事業者さまに対し、個別の課題に対応した取組方針を決定してまいります。そのうえで、事業者さまの期待に応えるための情報提供やご提案を通じ、適切に金融仲介機能を発揮してまいります。

なお、各事業者さまの個別の取組方針については、エリアや業歴、業種など様々な角度で分析し、その傾向を効果的に活用し、より良いサービスの提供に努めてまいります。

### 企業価値評価に基づく融資を行っている先数と貸出残高 (2025年9月末)

(単位:先、百万円)

	事業性融資全体	企業価値評価先
先数	2,170	1,950(89.8%)
貸出残高	96,648	88,293(91.3%)

※全融資先の対象は個人および地方公共団体を除いた事業者さまとなっております。

※企業価値評価先は事業者さまのうち、個別の課題に対応した取組方針を決定している先となっております。

### 事業性融資のうち信用保証協会付融資額の割合およびその他100%保証付融資の割合 (2025年9月末)

(単位:百万円)

	事業性融資全体	保証協会付貸出	その他100%保証付貸出
貸出残高	96,648	17,745(18.3%)	650(0.67%)

## TOPICS

### 2025年度上期の主な出来事

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2025年度職員入庫式が行われ、14名の新入職員が入庫</li> <li>●米国による相互関税発動に伴うご相談窓口の設置</li> <li>●北海道知事認定アウトドアマスターガイド安藤誠氏による春季アウトドアガイドセミナー・フィールドワークを開催</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駅前支店開設50周年</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域応援定期預金「つなぐII」発売(6/2~7/11)</li> <li>●第109期通常総代会を開催</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●札幌支店開設10周年</li> <li>●2025年ディスクロージャー誌の発行(2025年3月期開示)</li> <li>●市町村役職員向けセカンドライフセミナーを開催(3回)</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜中町 gastroノミーツーリズム共催事業「カニ満喫ツアー」・「大人の職業体験ツアー こんぶ干し」開催</li> <li>●劇団四季「こころの劇場」中標津公演に協賛</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本政策金融公庫、釧路信用金庫、釧路信用組合と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結</li> </ul>

## 「C&Mプロモーション活動」—Clean up & Manners—

大地みらい信用金庫は、より良い組織風土を醸成するための「風土向上プログラム」における取組みとして、「C&Mプロモーション活動」を2025年度より実施しています。「C&M」は「Clean up(清掃・整理整頓・清潔)」と「Manners(挨拶・表情や日常のマナー)」の略です。両方の取組みを通じて、役職員が一体となり、一人ひとりが楽しみながら、より良い金庫風土へと深化するために、店舗内外や地域の清掃、相手を思いやる行動を日々実践してまいります。



## 特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺にご注意ください！

### 巧妙な手口の金融犯罪が増加しています

昨今、不特定多数の者から非対面で金品をだまし取る「特殊詐欺」の発生件数が急増し、警察官を装ってキャッシュカードや口座情報を窃取する「ニセ警察官詐欺」が特に多発しています。

また、SNSを通じて投資や恋愛話を持ちかけ、金銭等をだまし取る「SNS型投資・ロマンス詐欺」も頻繁に発生しており、金融犯罪は高度かつ巧妙化し、新たな手口による犯行が後を絶ちません。

北海道における令和7年9月末時点の特殊詐欺の認知件数は317件（前年同月118件）と前年を大幅に上回るほか、SNS型投資詐欺は56件、SNS型ロマンス詐欺は62件\*といずれも高水準で推移しています。

電話やSNSなど、顔の見えない会話の中でお金を要求された場合は、すぐに従わず、本当に信頼できる相手かどうかの事実確認をしていただき、少しでも違和感を感じた場合は当金庫の本支店窓口や警察へ速やかにご相談ください。

\*警察本部生活安全企画課が公表する暫定値

#### 特殊詐欺とは

人と対面せず、電話やメール、ハガキなどを利用して人に虚偽の情報を信じ込ませ、不特定多数の者から金銭等をだまし取る犯罪のことをいいます。

**突然、お金に関する電話がかかってきたら詐欺かもしれません。知らない個人名義の口座にはお金を振り込まないでください！**

#### SNS型投資・ロマンス詐欺とは

SNSを通じて、暗号資産や株に投資すれば利益が得られるものと誤信させ、高額な投資資金を振り込ませるのが「SNS型投資詐欺」、SNSを通じて恋愛感情や親近感を抱かせ、投資や交際を続ける名目で金銭をだまし取るのが「SNS型ロマンス詐欺」です。

**「投資で絶対にもうかる」といった話はありません！**

**SNS上で知り合った人にお金を振り込むのは危険です。金融機関や警察へ相談しましょう。**

### 北海道警察と情報連携協定を締結しました

令和7年8月、北海道警察と一般社団法人北海道信用金庫協会および会員金庫との間で、昨今急増する特殊詐欺、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害の未然防止を目的に、情報連携協定を締結しました。

お客さまの大切な金融資産を守るため、本協定に基づき詐欺被害対策の強化や警察への迅速な情報提供・連携強化を図り、詐欺被害の防止に向け、より一層尽力してまいります。

北海道警察との連携のもと、詐欺等犯罪の迅速な捜査や被害未然防止のため、必要と思われるお客さまに店頭でお声がけをする場合がございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 警察からのお願い

北海道警察では、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺などの被害を防止する観点から、全道の金融機関に対し、

- ・高額の振込をされるお客様
- ・高額の現金を引き出されるお客様
- ・高額の現金をお持ち帰りになるお客様

などへのお声かけのほか、最寄りの警察署への連絡を求めています。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

**北海道警察**  
Hokkaido Prefectural Police

# 店舗のご案内 (金融機関コード:1028)

※店名に併記した数字は店舗番号です

地区	店名	住所	電話	窓口の営業曜日	窓口の営業時間	キャッシュコーナーご利用時間 平日 土曜日 土曜日 日曜・祝日
根室市	本店(001)	〒087-8650 根室市梅ヶ枝町3丁目15番地	Tel(0153)24-4101	月～金	9:00～15:00	☎8:00～21:00 ☎9:00～19:00
	歯舞支店(006)	〒087-0163 根室市歯舞3丁目42番4	Tel(0153)28-3131	火・木	9:00～11:30、 12:30～15:00	☎8:45～17:00 —
	駅前支店(009)	〒087-0028 根室市大正町1丁目24番地	Tel(0153)24-7171	月～金	9:00～12:30、 13:30～15:00	☎8:45～17:00 —
	あけぼの支店(016)	〒087-0006 根室市曙町3丁目18番地	Tel(0153)23-2111	月水金	9:00～11:30、 12:30～15:00	☎8:45～18:00 ☎9:00～17:00
中標津町	中標津支店(002)	〒086-1043 標津郡中標津町東3条北1丁目2番地4	Tel(0153)72-2184	月～金	9:00～15:00	☎8:45～20:00 ☎9:00～19:00
	りんどう支店(027)	〒086-1105 標津郡中標津町西5条南1丁目1番地10	Tel(0153)72-0100	月～金	9:00～11:30、 12:30～15:00	☎8:00～19:00 ☎9:00～17:00
羅臼町	羅臼支店(003)	〒086-1823 目梨郡羅臼町栄町100番地55	Tel(0153)87-2141	月～金	9:00～12:30、 13:30～15:00	☎8:45～18:00 ☎9:00～12:00
標津町	標津支店(004)	〒086-1631 標津郡標津町北1条東1丁目2番1号	Tel(0153)82-2521	月～金	9:00～15:00	☎8:45～18:00 ☎9:00～17:00
別海町	別海支店(005)	〒086-0202 野付郡別海町別海旭町5番地	Tel(0153)75-2211	月～金	9:00～15:00	☎8:45～18:00 ☎9:00～17:00
	西春別支店(015)	〒088-2563 野付郡別海町西春別駅前錦町24番地	Tel(0153)77-2202	月～金	月水金 9:00～11:30、 12:30～15:00 火木 9:00～12:00	☎8:45～17:00 —
厚岸町	厚岸支店(017)	〒088-1151 厚岸郡厚岸町真栄1丁目169番地	Tel(0153)52-3161	月～金	9:00～15:00	☎8:45～18:00 ☎9:00～17:00
	松葉町支店(018)	〒088-1116 厚岸郡厚岸町松葉3丁目95番地	Tel(0153)52-3115	月～金	9:00～12:30、 13:30～15:00	☎8:45～17:00 —
浜中町	浜中支店(019)	〒088-1511 厚岸郡浜中町霧多布東1丁目42番地	Tel(0153)62-2311	月～金	9:00～12:30、 13:30～15:00	☎8:45～18:00 —
標茶町	標茶支店(020)	〒088-2302 川上郡標茶町富士4丁目12番地	Tel(015)485-2128	月～金	9:00～11:30、 12:30～15:00	☎8:45～17:00 —
釧路市	釧路支店(007)	〒085-0012 釧路市川上町5丁目2番地の7	Tel(0154)23-5341	月～金	9:00～15:00	☎8:45～19:00 ☎9:00～17:00
	釧路新橋支店(008)	〒085-0046 釧路市新橋大通3丁目1番2号	Tel(0154)23-5471	月～金	9:00～15:00	☎8:00～20:00 ☎9:00～19:00
	桜ヶ岡支店(013)	〒085-0805 釧路市桜ヶ岡2丁目26番7	Tel(0154)91-1144	月水金	9:00～12:30、 13:30～15:00	☎8:45～18:00 —
	武佐支店(022)	〒085-0806 釧路市武佐2丁目35番40号	Tel(0154)46-2461	火・木	9:00～11:30、 12:30～15:00	☎8:45～17:00 —
	鳥取西支店(024)	〒084-0906 釧路市鳥取大通9丁目3番1号	Tel(0154)52-2821	月～金	9:00～15:00	☎8:45～19:00 ☎9:00～17:00
	音別支店(025)	〒088-0115 釧路市音別町本町1丁目51番地	Tel(0154)76-3010	月水金	9:00～11:30、 12:30～15:00	☎8:45～17:00 ☎9:00～17:00
釧路町	釧路東支店(011)	〒088-0626 釧路郡釧路町桂5丁目1番4	Tel(0154)37-1161	月～金	9:00～15:00	☎8:45～18:00 ☎9:00～17:00
白糖町	白糖支店(014)	〒088-0301 白糖郡白糖町東1条南2丁目1番地53	Tel(0154)72-2234	月～金	9:00～12:30、 13:30～15:00	☎8:45～18:00 ☎9:00～17:00
札幌市	札幌支店(028)	〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1番地2	Tel(011)219-1515	月～金	9:00～15:00	☎8:00～19:00 ☎9:00～17:00
	山の手支店(029)	〒063-0003 札幌市西区山の手3条6丁目2番11号	Tel(011)522-7353	月～金	9:00～11:30、 12:30～15:00	☎8:45～18:00 —

(注)桜ヶ岡支店、武佐支店は年金支給日(偶数月15日、土・日・祝日の場合はその直前の平日)も通常営業となります。

## キャッシュサービスコーナー (店舗外現金自動預入支機)

出張所名	母店名	住所	電話	キャッシュコーナーご利用時間 平日 土曜日 土曜日 日曜・祝日
根室市役所出張所	本店	根室市常盤町2丁目27番地	Tel(0153)24-4101	☎8:45～18:00 —
市立根室病院出張所	本店	根室市有磯町1丁目2番地	Tel(0153)24-4101	☎8:45～18:00 —
[共同]※西浜出張所	本店	根室市西浜町8-94-1 ホクレンショップ根室店内	Tel(0153)24-4101	※☎9:00～19:00 ※☎9:00～17:00
中標津町役場出張所	中標津支店	標津郡中標津町丸山2丁目22番地	Tel(0153)72-2184	☎8:45～17:00 —
町立中標津病院出張所	中標津支店	標津郡中標津町西10条南9丁目1番地1	Tel(0153)72-2184	☎8:45～18:00 —
※東武サウスヒルズ出張所	中標津支店	標津郡中標津町南町3番地10	Tel(0153)72-2184	※☎8:30～20:00 ※☎8:30～19:00
別海町役場出張所	別海支店	野付郡別海町別海常盤町280番地	Tel(0153)75-2211	☎8:45～17:30 —
町立別海病院出張所	別海支店	野付郡別海町別海西本町103番地	Tel(0153)75-2211	☎8:45～17:30 —
標茶町役場出張所	標茶支店	川上郡標茶町川上4丁目2番地	Tel(015)485-2128	☎8:45～18:00 —
※イオンモール釧路昭和出張所	鳥取西支店	釧路市昭和中央4丁目18番1号	Tel(0154)52-2821	※☎9:00～20:00 ※☎9:00～19:00
※イオン釧路店出張所	釧路東支店	釧路郡釧路町桂木1丁目1番地	Tel(0154)37-1161	※☎9:00～20:00 ※☎9:00～19:00

(注)1.上記※印のキャッシュサービスコーナーのご利用開始時間につきましては、同店の開店時間が上記表示時間以降の場合は、開店時間からとなります。

2.[共同]表示の出張所は他金融機関との共同設置ATMです。



発行日/2025年11月 発行/大地みらい信用金庫  
〒087-8650 根室市梅ヶ枝町3丁目15番地 TEL.0153-24-4101  
ホームページアドレス <https://www.daichimiraik.co.jp>



大地みらい信用金庫公式Instagram  
◁地域情報発信中  
ぜひフォローをよろしくお願いいたします  
@daichimiraik\_shinkin